

○紀南地方老人福祉施設組合施設整備基金条例

(平成23年2月7日)
条例 第2号

(設置)

第1条 施設の整備及び管理に要する資金に充てるため、紀南地方老人福祉施設組合施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、紀南地方老人福祉施設組合一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 次の各号の1に該当する場合は、基金の全部又はその一部を処分することができる。

(1) 基金の目的達成のため必要なとき。

(2) 基金の目的が消滅したとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成23年2月7日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。